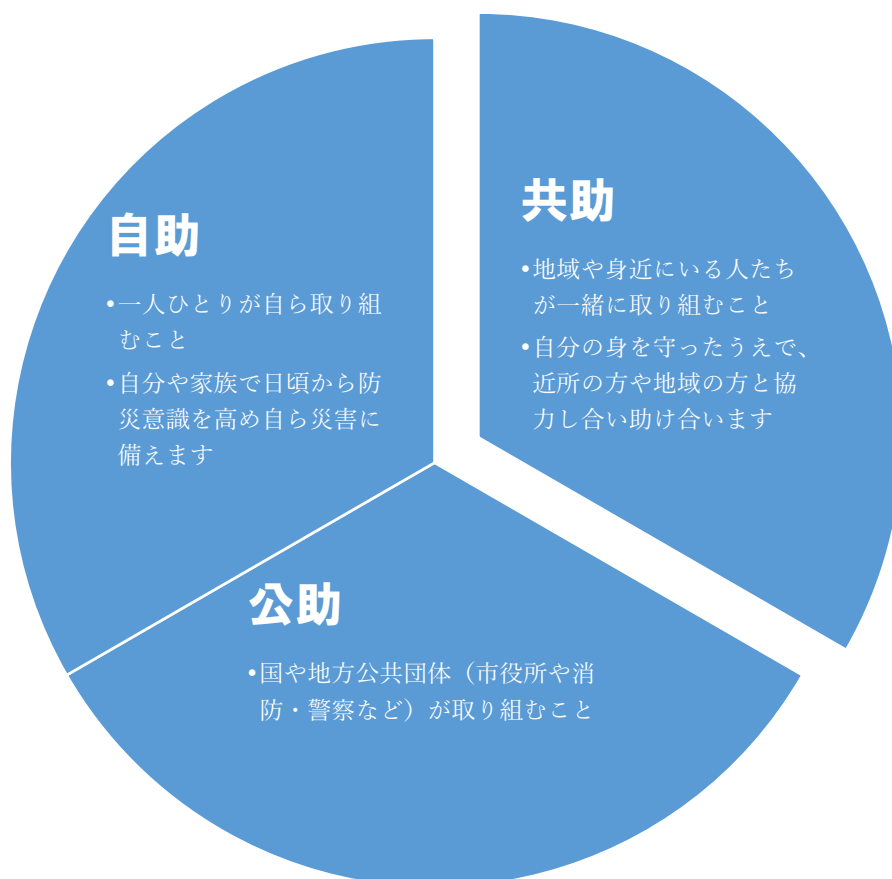


障害者の災害対策マニュアル

桶川市

■はじめに

本マニュアルは地域における「共助」において、障害者を支援する人が障害の種類などによる支援方法の違いなどを理解し、ともに避難行動を円滑に進めるためのものです。



もくじ

■はじめに	1
■災害時の初期対応	3
■サポートのポイント	3
■障害のある人をサポートするとき（基本編）	4
杖や車いすを使用しているため、移動が大変そうな人	4
目や耳に障害があるため、情報が伝わっていない可能性のある人	4
知的や精神に障害があるため、混乱したり、動けなくなってしまう人	4
障害が重いため、自分で判断することが難しそうな人	4
避難誘導時の二次災害防止	4
■障害のある人をサポートするとき（障害種別編）	5
視覚障害者	5
聴覚障害者	6
言語障害	7
肢体（したい）不自由者	8
内部障害・医療的ケア	9
知的障害	10
発達障害	11
精神障害	12
高次脳機能発達障害	13
難病患者	14
■避難所に着いたら	15
■在宅避難	16
■桶川市内の避難所【公助】	18
■避難行動要支援者名簿【公助】	20
避難行動要支援者名簿掲載の対象者	20
■自分でできること【自助】	21
■役立つツールの紹介	21
参考文献	22

■災害時の初期対応

- ・ すぐに慌てて外に飛び出すと危険です。周りの状況を見て落ち着いて行動しましょう。
- ・ 安全と思われる場所で自分の身を守りましょう。
- ・ ひとりで行動することを避け、できるだけ集団で行動するようにしましょう。
- ・ 外出中の家族には避難先などを書いたメモを残しましょう。

■サポートのポイント

1. 見た目で分かりづらい

まずは声がけを。人によって必要となる支援は様々です。

本人から必要な支援を直接聴きましょう。

先に自分の所属や役割などを伝えると効果的です。

2. 周りに協力を求めましょう

ひとりでできることには限界があります。

避難誘導等においては、できる限り複数で対応しましょう。

通路を確保する人、本人を誘導する人など、役割を分担すると効果的です。

3. コミュニケーション

できるだけ簡単な言葉で、短く、はっきりと話しましょう。

言葉だけでなく、身振り、手振りなど工夫して状況を伝えることも効果的です。



■障害のある人をサポートするとき（基本編）

杖や車いすを使用しているため、移動が大変そうな人
どのような支援が必要か、本人に聞きましょう。
動作の前には必ず一声かけてから支援を行いましょう。

目や耳に障害があるため、情報が伝わっていない可能性のある人
本人のそばに行き、周囲の状況、現在の状況を伝えましょう。
身振り、口の動き、筆談、手話などで情報を伝えましょう。

知的障害や精神障害があるため、混乱したり、動けなくなってしまう人
災害発生時は、誰もが動揺します。そんな時こそ、ゆっくり、はっきり簡潔に話しましょう。
急に体を触られたり、手を引かれることを嫌う人もいます。こちらからではなく相手から腕や肩をつかんでもらうことも有効です。

障害が重いため、自分で判断することが難しそうな人
どのような支援が必要か、家族や介護者等に確認してから行動しましょう。
家族や介護者等に確認できない場合は、市役所や病院等の機関に連絡を取りましょう。

避難誘導時の二次災害防止

支援が必要な人への災害時の避難誘導は、避難路を確保しながら複数の人で対応しましょう。
緊急の場合を除き、無理せず周りの人に応援を求めるようにしましょう。

■障害のある人をサポートするとき（障害種別編）

視覚障害者

光を全く感じない全盲の方、眼鏡を使用することで拡大文字が識別できる弱視の方、視野が極端に偏る視野狭窄の方など様々です。普段、問題なく生活していた場所でも、状況が一変すると安全に行動することが難しくなります。

避難誘導

視覚からの情報が得られません。まずは「なにか手伝いましょうか？」と声をかけ、自分の存在を知らせましょう。

その後、現在の状況を伝え、スムーズに避難するための誘導を行います。誘導するときは白杖を持っていない側の手で支援者の肘や肩を保持してもらい、半歩前を歩くようにします。津波など緊急避難が必要な場合は車いすやリヤカーを活用するなどの手段も検討します。

周囲の状況が確認できないため言葉で説明して伝えてください。「あっち」、「こっち」などの指示語は使わず、「まえ」、「ひだり」、「2時の方向」、「このまま20メートル歩きます」「階段・段差があります」、など、本人から見た方向や時計の文字盤を使った方向で示し、具体的な距離や障害物を伝えてください。

避難所

回覧や掲示による情報は伝わりません。配布物なども自分で確認ができません。始めに避難所や設備を案内し、必要な情報は音声で伝えます。トイレの位置はなるべく移動の少ない場所を確保しましょう。



聴覚障害者

耳が不自由な方は外見からわかりにくく、全く聞こえない方や補聴器を使用することで会話ができる方もいます。声を掛けて返事がなくても無視しているわけではありません。災害時には多くの情報が「音声」によって伝達されるため、情報が伝わっているか配慮が必要になります。

避難誘導

災害時は音声による情報が多くなりますが、音声によるアナウンスや被害状況が伝わりません。サイレンも市の防災無線も聞こえませんが、大事な情報はメモにして必ず知らせましょう。

「手話」の他、身振り、手振りや口の動き、メモを使った筆談、スマートフォンなどを活用した視覚による情報伝達が必要です。本人の受け答えの様子を見ながら複数の方法で伝達してください。

家族等との電話連絡を代理で行うこともあります。内容は筆記して渡します。

避難所

一斉放送などの音声情報は伝わりません。情報を文字で伝える「掲示板」などを設置しましょう。

「手話」以外にも様々なコミュニケーション手段を活用します。会話をするときには“合図”を送って注意を引きつけてから、はっきり口を開けて、普段の早さで話してください。

聴覚障害がある人、手話通訳ができる人は「聴覚障害者用バンダナ」を着用しましょう。

停電時や夜間は手話や筆談ができません。手元に懐中電灯などを常備しておきます。



言語障害

避難誘導

言語機能の障害により聞いたり話したりすることが苦手な人や、発語器官の麻痺等により言葉が不明瞭な人などもあります。

緊急時に必要な情報を本人から聴き取ることが難しい場合がありますので、「はい」や「いいえ」で答えられる簡単な質問を心がけます。

避難所

一斉の放送や音声のみでは伝わりにくいことがあります。

できるだけ簡単な表現でゆっくり会話しましょう。

身振りや手振り、文字や絵に書いて伝えることも有効です。



肢体（したい）不自由者

運動機能に障害があるため、自力で避難や脱出することが困難です。避難所においても食事や排泄、入浴、移動などにサポートが必要です。

避難誘導

緊急時には移動全体が困難になり危険が生じるため、本人の希望に沿った支援が必要になります。

杖を使用している人や歩行が不安定な人は、ゆっくり歩けるでこぼこや段差が少ない場所を選んで誘導します。

車イスを使用している人は、急な発進、停止、方向転換などの前、動作ごとにひと声かけてから介助します。

杖や車イスが使用できず動けない状態にある場合は、担架やシート・毛布などを使い複数人で抱えて移動する方法もあります。ひとりでの救助が難しいと思われるときには、すみやかに応援を依頼しましょう。

避難所

避難所では段差が少なく、できるだけ出入り口に近い場所を確保し、通路に荷物を置かないなどの配慮も必要です。

車イス対応のトイレの確保が難しい場合は、本人の希望を聞いて必要な支援を行います。



内部障害・医療的ケア

内部障害のある方は、様々な臓器や免疫機能に障害のある方で、常に生命維持のための医療的ケアや健康管理、介護などが必要です。治療やケアがなくなると命にかかわるので、日頃からの準備が必要です。

避難誘導

外見から障害や病状がわかりにくく、人工透析などの治療行為やペースメーカーなどの医療器具、人工肛門などの装具など、個々の障害による対応が必要になります。

本人や家族から配慮すべきこと、携行が必要な医薬品や装具、医療機関への連絡などを聴き取り支援します。「ヘルプカード」の有無も確認しましょう。

避難所

免疫力や体力の低下、排泄可能なトイレ、携帯電話の電波の影響、装具交換の可否、非常食の可否、かかりつけ医の連絡先などを確認し個別に対応します。

本人からの依頼に応じて医療機関に連絡し、指示に従いましょう。薬や器具など、必要な者の確保に努めます。

医療行為を受ける必要のある人は、受入可能な病院を確認し、移動手段を確保しましょう。



知的障害

ひとりで日常生活を維持することや、自分で危険を判断して行動することが困難な人もいます。ケガがあっても痛みを伝えられない人や痛みに鈍感な人もいるので表情を確認することが大切です。意思疎通が困難で常に介助が必要な人から、ひとりで社会生活ができる人まで様々です。

避難誘導

複雑な会話や難しい表現を理解することが苦手です。ゆっくりと短くわかりやすい表現を心掛けて情報を伝えます。絵や写真、文字などを使用するとさらに伝わりやすくなります。

家族や介護者とともに本人のペースに合わせて安全な場所を誘導します。不安定な場所では手を引くことや、体を支えることも有効です。

自閉症などにより対人関係やコミュニケーション、環境の変化が苦手な人もいます。不安や刺激が「こだわり」や「パニック」となって表出する場合がありますが、強い働きかけは逆効果です。「危ない」、「怖い」など不安になる言葉を避け、優しい声掛けが安心感につながります。本人が話した言葉を復唱することも有効です。

安心できるよう促し、落ち着くのを待って安全な場所へ誘導しましょう。

避難所

否定的な表現を避け、わかりやすい言葉で情報を伝えます。選択が必要な時は、実物を見てもらうことも有効です。

子どもの鳴き声や大きな音などが苦手な人もいます。静かな場所へ移動することや、毛布をかぶる、音楽を聴くなどにより刺激を遮断することも有効です。



発達障害

他人との関係づくりやコミュニケーションがとても苦手ですが、優れた能力が発揮される場合もあり、周りから見てアンバランスな様子が理解されにくい障害です。一見、障害があるようには見えない人も多くいます。いつもと状況が違ったり変化が起こると対応できず、落ち着きがなくなったりパニックを起こすことがあります。

避難誘導

情報整理が苦手であることが多いため、情報はひとつずつ整理して伝え、正確に伝えるためには場所を変えることやメモなどの文書を使うことも有効です。家の中にひとりで取り残されてしまう可能性があります。多動の場合にはしっかり手をつないで歩くようにしましょう。

避難所

安心して話ができるよう、ゆっくり、優しい口調で声をかけましょう。否定的な言葉ではなく、肯定的でわかりやすい表現を心がけます。複雑な問いかけや強い口調で接すると余計にうまく答えられなくなってしまうので、相手の状況や気持ちを推察し、質問の内容は「はい」や「いいえ」で答えられるものにしましょう。



精神障害

脳の働きのバランスが崩れることによって考え方や感情、行動などに様々な形で影響が出る状態です。ストレスに弱い方や神経が過敏な方、コミュニケーションが苦手な方など様々です。投薬や治療により症状をコントロールしながら生活しています。薬を常用している人であれば数日分の薬と処方箋のコピー、健康保険証や自立支援医療受給者証などを携行しましょう。

避難誘導

大きな声や叱咤激励は、不安にさせてしまう場合があります。一度に多くの内容を盛り込まず、ひとつのことをわかりやすく、落ち着いた態度で簡潔に伝えるようにしましょう。

避難所

災害時の不安から急激な環境の変化に適応できず、動揺が激しい人がいても、落ち着いて見守るようにしましょう。妄想や幻覚と思われる場合も、強く否定したりせず、相づちをうつ程度に話を聴きましょう。強い不安や症状悪化等がみられる場合は、速やかに主治医か最寄りの医療機関へ連絡しましょう。



高次脳機能障害

交通事故や脳の病気などによって脳が損傷し、思考、記憶、注意、言語、感情のコントロールといった知的な機能に障害が生じる状態です。

避難誘導

言語や記憶、思考、空間をとらえる能力等、症状の現れ方には個人差があります。道、建物の中や混雑している場所では迷うことがあり、人や物にぶつかることがあるので、目的地までの誘導をしましょう

避難所

ポイントをしばって、ゆっくり、具体的に話をしましょう。絵や図、写真等を使うことで伝わりやすくなります。大切な内容は、メモで渡しましょう。
食糧品の配給等の大事な予定や放送があるときは、声かけや説明をしましょう。

難病患者

難病とは、病気の原因が不明であったり治療の方法が確立されていないため、後遺症を残す恐れがある疾患です。病気によって症状は様々なので、他の内容も参考にしてください。

避難誘導

それぞれの病気で運動障害、呼吸障害、免疫機能低下等、症状は様々です。本人(家族や付き添っている介護者等)に健康状態、配慮すべきことを聴いて対応しましょう。

一見、健康そうであっても体調に波があり、体力の低下等もあるためできる限りその人の状態とペースに合わせて移動するなどの対応をしましょう。

避難所

医療行為が必要な方のための衛生等、環境に配慮しましょう。

医療機器が使えなくなると生命に関わる場合があります。体調の悪化に配慮し、本人が体調不良を訴えた場合には、すぐに医療機関や関係者に連絡するなど医療機関との連携に努めましょう。

■避難所に着いたら

- ・ 安否情報や避難先などを家族や親せき、支援者などに連絡しましょう。
- ・ 避難所の名簿に登録しましょう。
- ・ 受付で「避難行動要支援者名簿」に登録してあること、自分の障害や体の状況、注意事項などについて伝えましょう。
- ・ 医療行為を受けている方は、かかりつけの医療機関に連絡し、対処方法を確認しましょう。

■在宅避難

(厚生労働省「在宅避難をしている障害者への支援方法について」から)

ライフラインが止まっても、環境の整った家に留まることも有効です。そこで、近隣や避難所の人に知っていただきたい在宅の要援護者への支援方法を紹介します。



1. 出口確保・片付け

- ・ 家具が散乱すると、屋内でも車いすや視覚障害の人は、動けません。片付けの手伝いが必要です。
- ・ まず、家の中で何に困っているか、見に来てください。

2. 何が必要か聞く・伝える

- ・ 一般的な支援方法がありますが、個人差や好みがあります。何をしてほしいか、何ができるかを、お互いに率直に言えること、できないときにはどうしたらいいか一緒に考えることが大事です。
- ・ 避難所に行ったことを黄色マグネットで知らせる方法がありますが、「家で支援を必要としていること」を知らせる印（赤いマグネット等）を考えておきましょう。
- ・ 「困っていること」を書いてもらい、避難所まで隣人が持って行き、災害本部に支援者や物資の手配を依頼する仕組みも有効です。東京都のヘルプカードは参考になります。
- ・ 避難所は地域の災害支援センターとして機能することが求められます。
- ・ 「お互い様」の一声で、遠慮が和らぎます。

3. 情報

- ・ 外に出られないと、外の様子がわかりません。外の様子を伝えたり、避難所で支援物資が充足したら運んでもらえると助かります。
- ・ 聴覚障害の人には、広報車や防災無線の音、テレビの放送等を伝えます。
- ・ 道の様子が変わった場合は、視覚障害や移動が難しい人に伝えて、安全な道を選んだり、外出を避けます。
- ・ 印刷物での連絡は、読み上げたり、録音したり、図にしたり、解説したりすることも役立ちます。
- ・ 役所、支援組織、ボランティア組織に、在宅の要援護者がいることを伝えます。

4. 運搬

- ・ エレベーターが使えないと、ゴミ出しや買い物にも手伝いが必要になります。

5. トイレ

- ・ トイレの使い方等災害時の特殊な対応は、文字や絵で示して伝えると聴覚障害や知的障害の人は助かります。視覚障害の人には、物を触りながら口頭で説明します。

6. サービス

- ・ 平時に派遣されているヘルパーや事業所・学校が使えなくなると、サービスの代行が必要です。近所の人や臨時のボランティアが介助・通訳・家事・保育等を代行します。
- ・ 被害が大きい場合には、被災地在住の支援者は支援する余裕がなくなります。他県の行政や組織を介して経験豊かな支援者の派遣を得られるように事前の協定や、被災時の依頼準備が有効です。
- ・ 被災時には、通常の業務を超えた環境の変化や心理的な動揺への対応も求められますので、支援者に技量と保障が必要です。経験豊かな支援者の派遣が得られるまでの間、地域でどんな助け合いができるかも、事前の準備がよければ充実します。
- ・ 災害のために片付けや事務手続き等追加される用事をする間の保育や送迎も助かります。
- ・ ライフラインが止まっていない家で、洗濯、入浴、休憩をお手伝いいただけるのもありがたいです。

○避難せずに自宅に留まる場合は、ご自身の安否とともに自宅にいることを区長や民生委員などに伝え、水や食料、援助物資などの配布情報などを知らせてもらえるようお願いしましょう。

■桶川市内の避難所【公助】



指定緊急避難場所とは・・・

災害が発生した場合や発生するおそれがある場合にその危険から逃れるために一時的に避難する場所

指定避難所とは・・・

災害により家に戻ることが困難な住民等が、一定の期間避難生活をおくるための施設

東側

名 称	所在地 電話番号	指定緊急避難場所		指定避難所		備 考
		地震	風水害	地震	風水害	
桶川小学校	西 1-4-27 048-771-1259	○	○	○	○	地区内活動拠点校
桶川東小学校	坂田西 1-7-1 048-728-3886	○	○	○	○	地区内活動拠点校
桶川東中学校	未広 3-19-28 048-728-4461	○	○	○	○	
老人福祉センター	未広 2-8-29 048-728-1122	○	○	○	○	福祉避難所
坂田コミュニティ センター	坂田東 2-3-1 048-776-9106	—	—	○	○	
加納小学校	坂田 883 048-728-3533	○	○	○	○	地区内活動拠点校
加納中学校	加納 1279 048-728-3061	○	○	○	○	
桶川高等学校	坂田 945 048-728-4421	○	○	○	○	
加納公民館	坂田 982-5 048-728-1040	○	○	○	○	
べに花ふるさと館	加納 419-1 048-729-1611	○	○	○	○	

西側

名 称	指定避難場所・避難所一覧					
	所在地 電話番号	避難所 (風水害)	避難所 (地震)	避難場所 (風水害)	避難場所 (地震)	備 考
桶川西小学校	下日出谷 836-1 048-786-3760	○	○	○	○	地区内活動拠点校
桶川中学校	泉 1-5-10 048-787-1311	○	○	○	○	
保健センター	鴨川 1-4-1 048-786-1855	○	○	○	○	福祉避難所
サン・アリーナ	下日出谷西 2-4-1 048-787-5111	○	○	○	○	
日出谷小学校	上日出谷 885 048-786-2880	○	○	○	○	地区内活動拠点校
川田谷小学校	川田谷 4213 048-786-1335	○	○	○	○	地区内活動拠点校
桶川西中学校	川田谷 3680-1 048-787-1342	○	—	○	—	
桶川西高等学校	川田谷 1531-2 048-787-0081	○	—	○	—	
農業センター	川田谷 4414 048-786-1200	○	○	○	○	
川田谷生涯学習センター	川田谷 4405-4 048-786-4030	○	○	○	○	
城山公園	川田谷 2839-11 048-786-5881	○	—	—	—	指定広域避難場所
朝日小学校	朝日 2-18-1 048-771-3775	○	○	○	○	地区内活動拠点校
市民ホール	若宮 1-5-9 048-789-1113	—	—	—	—	一時滞在施設



■避難行動要支援者名簿【公助】

市では、災害時に自ら避難することが困難で、手助けが必要な方々（避難行動要支援者）の情報を登載した「避難行動要支援者名簿」を作成しました。名簿情報をあらかじめ避難を支援する方（避難支援等関係者）に提供することで、より円滑な情報伝達や迅速な避難支援を行えるようになります。地域の中での助け合いの仕組みを作るため、避難行動要支援者の対象となっている本人に平常時から情報提供することの同意を得て、避難支援等関係者に情報提供できるように本制度を開始しました。



避難行動要支援者名簿掲載の対象者

市内に居住する次の条件に該当する方となります。

（※長期入院中又は社会福祉施設に入所している方は除きます）。

1. 要介護認定 3 から 5 までの認定を受けている方
2. 身体障害者手帳 1 級又は 2 級（総合等級）の第 1 種をお持ちの方（心臓又は腎臓機能障害のみで該当する方は除きます。）
3. ○A または A の療育手帳をお持ちの方
4. 精神障害者保健福祉手帳 1 級又は 2 級をお持ちで単身世帯の方
5. 市の生活支援を受けている難病の方
6. その他市長が支援の必要があると認める方

なお、要件に当てはまらない方でも、災害時の避難に支援が必要な方は、同意書を提出することで、名簿へ掲載が可能です。希望される方は担当窓口まで御連絡ください。

■自分でできること【自助】

- ・ 被災した時のことなどを家族と話し合っておきましょう。
- ・ 家族、仲間とはぐれひとりになった場合のことを話し合っておきましょう。
- ・ 薬の処方箋やお薬手帳をスマートフォンの写真で登録しておくことや、コピーを保管しておきましょう。
- ・ サポート手帳やヘルプカードを携行しましょう。
- ・ 自分からできる情報伝達の手段（筆談用紙、ホイッスルなど）を考えておきましょう。
- ・ 福祉用具（白杖、点字盤、補聴器、人工内耳用電池、充電器、バッテリーなど）や装具、特殊食品、医療機器（ストーマ、カテーテル、酸素、人工呼吸器など）を備えましょう。
- ・ かかりつけ医や看護師、訪問看護ステーション、福祉用具の取扱業者等の情報を確認しましょう。
- ・ 身元や連絡先などを確認できる名札などを衣服やカバンに縫い付けておきましょう。
- ・ 日頃から地域の方たちとコミュニケーションをとるようにして自分の存在を知ってもらい、近所の方から情報を知らせてもらえるような交流に努めましょう。

■役立つツールの紹介

・ヘルプカード（緊急カード）

氏名、住所、生年月日、緊急連絡先、かかりつけの病院、病名・障害名、配慮してほしいことを記入する欄があり、日頃から携帯することで緊急時や災害時などに支援や配慮を求めやすくするカードです。

障害福祉課の窓口で配布しています。



・聴覚障害者用防災バンダナ

このバンダナには「耳がきこえません」「手話ができます」という文字が表示されており、該当する面を上にして肩にかけるなどして使用します。市内在住で、耳が聞こえない方、手話のできる方を対象に障害福祉課の窓口で配布しています。

・桶川市防災情報メール

気象警報や、震度情報および防災行政無線の放送内容などを、メールでお知らせするサービスです。okegawa-city_subscribe@jam2.oshirase-plus.jpに、空メールを送信し、自動的に返信される「登録確認メール」の本文中に記載されたアドレスにアクセスし、サイトの指示に従い登録してください。右記のバーコードから、メール送信が可能です。

登録用バーコード



参考文献

内閣府 防災情報のページ

https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/info_general.html



厚生労働省 避難所等での障害者への支援について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123603.html>



埼玉県 災害時要配慮者避難支援マニュアル【直接避難対策】（本編）



埼玉県 災害時要配慮者避難支援マニュアル【直接避難対策】（資料編）



この冊子は以下の団体の協力を得て作成しています。

桶川市身体障害者福祉会
紅花の里視力障害者友の会
桶川市聴覚障害者協会
桶川市手をつなぐ親の会
特定非営利活動法人おけがわ福祉会
特定非営利活動法人桶川・さとも福祉会

桶川市社会福祉協議会

埼玉県社会福祉事業団
社会福祉法人あらぐさ福祉会
社会福祉法人上尾あゆみ会
社会福祉法人あげお福祉会
社会福祉法人彩明会

編集・桶川市 福祉部 障害福祉課
〒363-8501 桶川市泉 1 - 3 - 2 8
TEL048-786-3211（代表）